

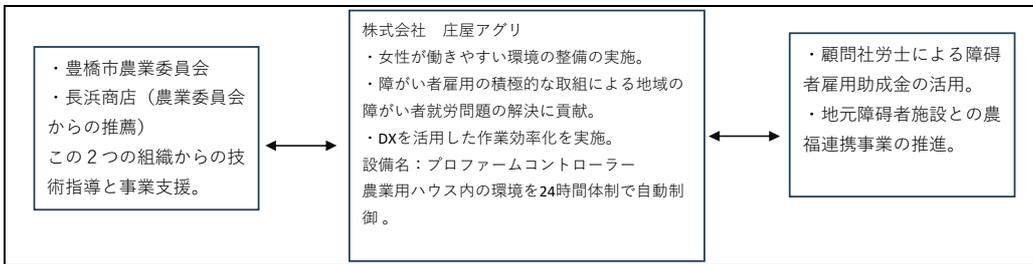
令和 6 年度女性の就農環境改善・活躍推進事業  
(女性が働きやすい環境の整備支援) 計画書

1 地域取組主体の概要

名称	株式会社 庄屋アグリ	
所在地	愛知県豊橋市高塚町字楠ヶ谷 2 2	
代表者	加藤江依子	
主な組織の事業内容 (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容：トマトの生産及び販売 ・従業員数：12名（うち女性5名）</li> <li>・経営規模：0.5ha（品目：トマト0.5ha）</li> <li>・農業関連事業：露店型式によるトマト販売</li> <li>・離職率の低下を狙いとした既存の取組：フレックスタイム制、出産・育児休暇、</li> </ul>	女性農業者の人数：5人

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題 (注)

<p><b>【地域の女性農業者の課題】</b></p> <p>愛知県においても、全国的な傾向と同様に、農業従事者の高齢化と絶対数の減少が進行しており、持続可能な地域農業の確立のためには、多様な人材の確保、特に女性の新規就農促進と定着支援が喫緊の課題となっております。愛知県の女性農業者が直面する主な課題としては、以下のような点が挙げられます。</p> <p>1. 労働環境と作業負担の要約 早朝からの不規則な労働や体力的負担、育児・介護との両立困難が女性農業者の課題です。</p> <p>2. 情報交換とネットワーク形成の不足の要約 女性農業者は情報交換や相談の場が乏しく孤立しがちで、先輩や異業種連携も不足しています。</p> <p>3. 所得と経済的自立の要約 働きが適正評価されず経済的対価に繋がりにくく、家族労働力としての負担が離脱要因にもなります。これらの課題解決に向け、愛知県でも女性農業者の能力向上や働きやすい環境整備への取り組みが進められていますが、個々の経営体レベルでの具体的な環境改善がより一層求められています。</p>
<p><b>【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】</b></p> <p>当農園は障害者雇用を推進し、現在はスナップエンドウ栽培の準備中です。本格化に備え女性従業員を2名増員し計7名とする計画ですが、福利厚生、特にトイレ環境が喫緊の課題です。現状、敷地内には男女兼用の仮設トイレが1基のみで、特に女性従業員にとって衛生面、プライバシー確保、心理的快適性の点で多くの問題を抱えています。男女別トイレ導入の必要性は以下の通りです。</p> <p>1. 衛生的で快適な労働環境の提供の要約 男女別トイレは衛生的で快適な労働環境を提供。従業員の安心と業務集中を促す。</p> <p>2. プライバシーの保護と心理的負担の軽減の要約 男女別トイレはプライバシーを保護し心理的負担を軽減。女性が気兼ねなく利用可能。</p> <p>3. 女性従業員の定着促進と新規雇用の円滑化の要約 働きやすい環境は女性の定着と新規雇用を促進。人材確保に不可欠なアピール点。</p>

<p><b>【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】</b></p> <p>当農園が、女性従業員の呼び込み、定着、そして更なる活躍を推進していくためには、男女別トイレの設置といったハード面の整備に加え、ソフト面での取り組みも重要となります。障害者雇用という当農園の特色も踏まえ、以下の提案をします。</p> <p>1. 女性や障害を持つ従業員に対し、研修機会の提供と資格取得支援、メンター制度、キャリアパス明確化と評価制度整備で、スキル向上、定着、意欲向上を図ります。</p> <p>2. 障害者の特性に応じた作業分担と能力開発、スマート農業の活用で、負担軽減と働きやすい環境を追求し、障がい者施設との農福連携事業の推進を強化します。</p> <p>3. 先進的取組や女性活躍を発信、体験で地域交流、女性農業者と連携し、農園のファンを増やします。</p>
--

(注) (2) の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画 (注1)

確保する施設等の区分	①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他				
区分番号 (注2)	時期	確保場所	数量	利用する女性農業者 (注3) の人数	備考
②男女別トイレ	R7.10	農園敷地内	1	5	
	計		1	5	

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む。）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事する者とする。  
農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

(3) ① 一般事業主行動計画策定・公表に向けた取組計画

時期	計画策定（見直し）に向けた取組内容	備考
2025年3月	女性従業員に対する職場環境の聞き取り調査	
2025年4月	トイレが男女兼用のため使いづらい、という課題が判明。	
2025年5月	男女別トイレの設置を計画。計画案を全従業員に公表。	
2025年9月	女性従業員の待遇改善案の公表。（育児休暇の延長。最大3年）	
2025年10月	女性専用更衣室の設置を検討。	
2026年2月	一般事業主行動計画を厚生労働省への提出、サイトへの公表	

(注1) 計画策定（見直し）に向けた取組の内容欄には、計画策定（既に策定されている場合は、事業内容に沿った見直しも含む。）に向けた①現状把握、課題分析、②計画策定、組織内周知、公表について、それぞれの方法や内容を記載するものとする。

(注2) 実績報告の際、策定した一般事業主行動計画の写しを添付すること。

② 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組（注）

時期	計画策定に向けた取組内容	備考
2025年10月	地域住民と農業を通じた交流会の実施	
2025年11月	地域に住む女性を対象に見学会と農業体験会を実施（ハウス内）	
2025年12月	交流会等の参加者に向けフォローアップ、求人	
2025年12月	SNSを活用した職場環境の写真と求人広告の発信	

(注) 女性の就業環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容（例：更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など）を記載すること。

4 女性農業者確保の目標（注）

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数（注）	2人
（女性農業者の新規確保人数の内訳）	
自営農業就業者	0人
雇用就農者	0人
アルバイト等	2人

(注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

※ 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※ 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。